



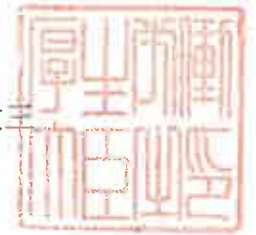
厚生労働省発基 0228 第 1 号

令和 6 年 2 月 28 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 武見 敬三



別紙「労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 労働者災害補償保険法施行規則の一部改正

一 介護補償給付、複数事業労働者介護給付及び介護給付の限度額等の改正

1 常時介護に係る介護補償給付、複数事業労働者介護給付及び介護給付について、介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であつてその支出した費用の額が月額十七万七千九百五十円（現行十七万二千五百五十円。以下同じ。）を超えるときは月額十七万七千九百五十円を支給するものとし、介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であつてその支出した費用の額が月額八万二千二百九十円（現行七万七千八百九十円。以下同じ。）に満たないとき又は介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であつて親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるときにおいては、月額八万二千二百九十円を支給するものとする。

2 随時介護に係る介護補償給付、複数事業労働者介護給付及び介護給付について、介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であつてその支出した費用の額が月額八万八千九百八十円（現行八万六千二百八十円。以下同じ。）を超えるときは月額八万八千九百八十円を支給するものとし、

介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であつてその支出した費用の額が月額四万六
百円（現行三万八千九百円。以下同じ。）に満たないとき又は介護に要する費用を支出して介護を受
けた日がない場合であつて親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるときにおいては、月
額四万六百円を支給するものとする。

二 労災就学援護費及び労災就労保育援護費の額の改定

1 労災就学援護費のうち、中学校等に在学する者に支給する額を月額二万千円（現行二万円）に、高
等学校等に在学する者等に支給する額を月額二万円（現行一万九千円）に改めることとする。

2 労災就労保育援護費の支給額を、月額九千円（現行一万一千円）に改めることとする。

3 その他所要の改正を行うこと。

三 事業主が労働者に行う法令の要旨等の周知方法

労働者災害補償保険法施行規則第四十九条第一項において、事業主が労災保険に関する法令のうち、
労働者に関係のある規定の要旨、労災保険に係る保険関係成立の年月日及び労働保険番号を労働者に周
知させることを求めているところ、周知の方法を書面での掲示に限らず、電磁的方法によることも可能

とするものとする。

四 その他所要の改正を行うこと。

第二 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則等の一部改正

一 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について労働者災害補償保険法の規定による療養補償給付を受けている者であつて常時介護を必要とするものに支給する介護料の額を、介護の程度に応じて月額八万二千九百九十円、六万九百九十円又は四万六千円（現行七万七千八百九十円、五万八千三百九十円又は三万八千九百円）とするとともに、介護に要する費用として支出された費用が介護の程度に応じて月額十七万七千九百五十円、十三万三千四百六十円又は八万八千九百八十円（現行十七万二千五百五十円、十二万九千四百六十円又は八万六千二百八十円。以下同じ。）を超えるときは、それぞれ月額十七万七千九百五十円、十三万三千四百六十円又は八万八千九百八十円を支給するものとする。

二 その他所要の改正を行うこと。

第三 施行期日等

一 この省令は、令和六年四月一日から施行すること。ただし、第一の四にあっては情報通信技術の活用

による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日から施行すること。

二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。